

平成19年 3月27日

1. 出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	上 田 雄 一
3 番	山 口 裕 子
5 番	大河内 智
7 番	古 川 盛 義
9 番	山 口 良 広
11 番	山 崎 鉄 好
13 番	前 田 法 弘
15 番	石 橋 敏 伸
17 番	小 池 一 哉
19 番	山 口 昌 宏
21 番	吉 原 武 藤
23 番	江 原 一 雄
27 番	高 木 佐一郎
29 番	黒 岩 幸 生

副議長	牟 田 勝 浩
2 番	浦 泰 孝
4 番	松 尾 陽 輔
6 番	宮 本 栄 八
8 番	上 野 淑 子
10 番	吉 川 里 已
12 番	末 藤 正 幸
14 番	小 柳 義 和
16 番	樋 渡 博 徳
18 番	大 渡 幸 雄
20 番	松 尾 初 秋
22 番	平 野 邦 夫
26 番	川 原 千 秋
28 番	富 永 起 雄
30 番	谷 口 攝 久

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	緒 方 正 義
次長兼総務係長	黒 川 和 広
議 事 係 長	松 尾 和 久
議 事 係 員	森 正 文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	藤	崎	勝	行
福	祉	保	中	原	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	田	代	裕	志
北	方	支	末	次	隆	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	木	寺	甚	藏
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	森		基	治
企	画	課	宮	下	正	博
選挙管理委員会事務局	長		古	川	正	明
監査委員事務局	長		山	下	眞	琴
農業委員会事務局	長		森	山	義	秀

議 事 日 程 第 8 号

3月27日（火）10時開議

日程第 1	第166号議案	武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例（総務文教 常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 2	第167号議案	武雄市放課後児童クラブ条例（福祉生活常任委員長報告・ 質疑・討論・採決）
日程第 3	第168号議案	武雄市子育て総合支援センター設置条例（福祉生活常任委 員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 4	第169号議案	武雄市障害者交流センター設置条例（福祉生活常任委員長 報告・質疑・討論・採決）
日程第 5	第170号議案	武雄市助役定数条例の一部を改正する等の条例（総務文教 常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 6	第171号議案	武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（総 務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 7	第172号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（福祉生 活常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 8	第173号議案	武雄市特産品等展示販売飲食施設設置条例の一部を改正す る条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 9	第174号議案	武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正 する条例（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第175号議案	武雄市老人福祉センター長寿園設置条例を廃止する条例 （福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第176号議案	武雄市公衆便所設置条例を廃止する条例（福祉生活常任委 員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第177号議案	財産の譲与について（総務文教常任委員長報告・質疑・討 論・採決）
日程第13	第178号議案	損害賠償の額を定めることについて（総務文教常任委員長 報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第179号議案	佐賀県西部広域環境組合の設置について（福祉生活常任委 員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第180号議案	杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について（総務文教 常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第181号議案	杵東地区衛生処理場組合規約の変更について（福祉生活常

		任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第182号議案	杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について (福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第183号議案	平成18年度武雄市一般会計補正予算(第8回)(所管常任 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第184号議案	平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第3 回)(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第185号議案	平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第2回) (福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第186号議案	平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	第187号議案	平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3 回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第23	第188号議案	平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第3回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	第189号議案	平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回) (産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	第190号議案	平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第2回) (産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第26	第191号議案	平成18年度武雄市病院事業会計補正予算(第2回)(福祉 生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第27	第192号議案	平成18年度武雄市水道事業会計補正予算(第3回)(建設 常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	第193号議案	平成19年度武雄市一般会計予算(所管常任委員長報告・質 疑・討論・採決)
日程第29	第194号議案	平成19年度武雄市国民健康保険特別会計予算(福祉生活常 任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第30	第195号議案	平成19年度武雄市老人保健特別会計予算(福祉生活常任委 員長報告・質疑・討論・採決)
日程第31	第196号議案	平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算(建設常 任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第32	第197号議案	平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計予算(建設常任 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第33	第198号議案	平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算(建設常

		任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第34	第199号議案	平成19年度武雄市競輪事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第35	第200号議案	平成19年度武雄市給湯事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第36	第201号議案	平成19年度武雄市交通災害共済特別会計予算（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第37	第202号議案	平成19年度武雄市病院事業会計予算（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第38	第203号議案	平成19年度武雄市水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第39	第204号議案	平成19年度武雄市工業用水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第40	第205号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第41	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第42	議提第5号	武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第43	議提第6号	武雄市議会事務局設置条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第44	議提第7号	武雄市議会会議規則の一部を改正する規則（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第45	意第7号	日豪EPA交渉に関する意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第46	選挙第8号	佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙（選挙)
日程第47	閉会中継続調査申し出について（各委員会調査事件）	（議決)

開 議 10時37分

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第205号議案及び諮問第3号と議員から提出されました議提第5

号から議提第7号まで及び意第7号の計6件を追加上程いたします。

それでは、付託しておりました各議案の審査終了の報告が各常任委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次委員長の報告を求めていますと思います。

日程第1. 第166号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。今定例会において本委員会に付託されました第166号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、公益法人等への職員派遣について必要な事項を定めるため、条例を定めるもので、派遣先としては財団法人武雄市観光協会、武雄市体育協会、社会福祉法人、商工会、商工会議所等があり、今回、この条例を適用しようとする公益法人は財団法人武雄市観光協会、職員を1名派遣したいとの説明を受け、主な質疑として、派遣職員の給与及び期間について質疑があり、派遣職員の給与は原則として派遣先が支給することになっているが、今回、この条例を適用しようとする武雄市観光協会はどうなのかとの質疑に対し、今回は市と観光協会が一体となって観光行政に取り組むので、派遣職員の給与は市が負担する。給与の額は管理職クラス1名分で約8,000千円強と考える。また、派遣期間は法律に基づき3年間で、派遣職員の同意を得れば5年間まで延長できるとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第166号議案に対する討論を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第166号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例について反対の討論を申し上げます。

1市2町の合併により誕生した自治体、新武雄市でございます。山内町、北方町の町民にとって、合併して1年を経過した今日、住民感情はいかがででしょうか。年度末ということで各区の総会もあちこちであっていると思います。そこで耳にいたしました件につきまして、年1回開催するまちのイベントである町民運動会の経費が大幅に削減されるということで、その分、町民負担が押しつけられようとしております。こういう報告を受けながら、区民や住民は「合併してよかことないね」と。あちこちで耳にするわけであります。

その一方、本議案は、市長が今回提案されました武雄市観光協会への職員派遣であります。先ほど委員長報告にもありましたその費用は約8,000千円を超える金額であります。

市長は、武雄市長物語のブログで合併の目的をこう述べられております。「多くの自治体が向こう10年間を見た場合、単独で生き残りが難しいだろうということ、武雄のような小さな自治体が似たような箱物、そのランニングコスト、その多くの職員、議員の人件費云々、税収がますます減るのに、今合併してこれらを整理して、これから財政的に冬の時代が続きますが、それを乗り切るスリムで筋肉質な行政体質をつくっておく必要があるのです」と記載をされておるようであります。合併によって筋肉質な行政体質をつくるとは、市長の言う行政費用に特化させる条例ではないかと考えるものであります。

よって、職員の派遣に反対し、反対討論とするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

第166号議案に対しての賛成討論を行います。

委員長報告にもありましたように、今、武雄市は「がばいばあちゃん」を拠点として広くブームを起こしております。お金はかかりますけれども、さらにこのブームを発展させ、武雄市を観光都市として広く活気を取り戻していくためにも、ぜひ人的な援助も必要とし、行政と一体となって市を掘り起こしていかなければならないと思います。ですから、ぜひこの議案を通し、そして、さらに大きく市を発展させていきたいと思っております。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

第166号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第166号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2．第167号議案 武雄市放課後児童クラブ条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。報告いたします。

本委員会に付託されました第167号議案 武雄市放課後児童クラブ条例について、審査の内容と結果を報告いたします。

この条例は、従来要綱で実施をされていたが、平成19年4月から全校区で開設し、従来の

要綱ではなく、条例化するものでございます。

質疑等を上げますと、保険代とおやつ代はどうなるのかという質疑がございまして、答弁といたしましては、保険代は年間に500円いただく、おやつは提供しないので無料ということですね。

それと、月額2千円を割り出す根拠は何かという質問がございまして、答弁といたしましては、事業費全体が27,000千円、国県の補助が8,200千円、残り18,800千円を市で負担ということになりますが、その中で児童が約400人利用するとみなしまして、18,800千円を400人で割ると4,700円となるとところでございます。それを半額負担ということで計算すると、約2千円の徴収になります。そういうようなことで説明を受けました。

また、障害児の受け入れはどうなのかという質問がございまして、それに対しては受け入れる体制をつくるということの答弁がございました。

以上のような審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第167号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。第167号議案 武雄市放課後児童クラブ条例について、反対の立場から討論したいと思います。

本議案は、第7条に示されているように、児童1人につき月額2千円、ただし、同一世帯から2人以上の児童が利用する場合、2人目は月額千円、3人目以降は無料とするという内容であります。

審議の中身は先ほど委員長報告の中にあったようでありますけれども、子供が小学校に入学しても、共働き家庭やひとり親家庭にとっては放課後の子供の生活をどう守るかと、安心、安全という立場から学童保育の必要性は広く叫ばれてきました。

学童保育は、親の就労など保育を必要とする小学生の健やかな成長と生活を保障するサービスであります。言うまでもないことでありますけれども、ですから、国は放課後児童クラブの名称で全国的に設置を促進し、県も積極的な対応を今回しているところであります。

国は、2人以上9人以下、年間280日以上学童保育を実施するとして、補助対象から外しております。という不十分さはあると思いますが、それは県の単独補助事業として補助基準単価の2分の1を援助するという内容であります。国は10人から19人、20人以上を対象として補助基準単価の3分の2を補助していますけれども、1997年に放課後児童健全育成事業と

して児童福祉法に規定されて以降、急速に進み、武雄市も全小学校を対象に事業を拡大すると、これは評価を惜しむものではありません。国、県が示す補助基準単価が低い、そこから3分の2の補助、2分の1の補助といっても、市の超過負担、これは伴ってきている。先ほど委員長の報告にあった金額のとおりであります。

したがって、これまで無料だった利用料を保護者負担としていこうというものでありますけれども、今、子供にかかる教育費、これは年々増加しているという状況であります。まして義務教育費は無償としているものの、その保護者負担というのは、いろんなところでふえてきている。トータルで見た場合に、保護者の負担というのは学童保育の有料にとどまらず、ふえてきているということなどを考えてみますと、この問題では賛成するわけにはいかないということから反対をした次第であります。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

○9番（山口良広君）〔登壇〕

私は、賛成の立場で討論したいと思います。

今回、武雄市内全小学校区での実施に当たり、保護者に応分なる負担をお願いし、子育て支援を幅広く行おうというのが今回の武雄市放課後児童クラブ条例です。ぜひ市内一円で幅広く実施するためには、保護者に応分なる負担をお願いしたいということです。

その中で、今反対の討論がありましたけど、それは第8条で「市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減免することができる」ということが制定されております。そんな中で、生活保護世帯、市民税の非課税世帯は無料としております。それらを含めて、私はこの武雄市放課後児童クラブ条例を承認してもらい、子供たちが放課後、よりよい安全、安心に育つような環境整備のために必要な条例だと思っています。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたし、賛成の立場で討論します。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

第167号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第167号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3．第168号議案 武雄市子育て総合支援センター設置条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第168号議案 武雄市子育て総合支援センター設置条例につきまして、審議の内容を報告いたします。

本センターは、北方保健センターの建物を利用して、武雄市子育て支援センターを設置されるものでございます。

質疑の中では、職員の配置はどうなっているのかという質疑がございまして、嘱託職員2名、保育士1名、北方保健センターの保健師さんが1名、社会教育指導員1名、保健師の方と社会教育指導員の方は併任というようなことで、常駐は大体3名程度というようなことでございます。

次に、対象年齢や利用時間等はどうなっているのかという質問がございまして、それに対しては、答弁としてゼロ歳から18歳を考えている、利用時間等は8時30分から5時まで、曜日としても、土曜、日曜も必要であれば開館するというところでございます。

次に、指導員の中に臨床心理士の資格を持っておられる方はいらっしゃるのかと、そういう質問がございましたが、持った方はいらっしゃらないというような答弁もございました。

以上のような審議をいたしまして、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第168号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第168号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第168号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4．第169号議案 武雄市障害者交流センター設置条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第169号議案 武雄市障害者交流センター設置条例につきまして、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしま

した。

審議の内容を申し上げますと、山内支所での開設になるわけですが、その支所のバリアフリー等はどうなっているのかという質問がございまして、若干の手直しが必要である、玄関等の改造を考えているというようなことでございます。トイレにつきましては、多目的トイレが設置してあるということでございます。

利用時間等についてはどうなのかということで質問がございました。一応原則5時までに行っているが、必要に応じてこの限りでないという答弁がございました。

そういうようなことで審議を終えたところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第169号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第169号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第169号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5．第170号議案 武雄市助役定数条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第170号議案 武雄市助役定数条例の一部を改正する等の条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、地方自治法の一部改正並びに新たな消防団員の区分の設置及び杵藤地区障害者自立支援審査会委員の廃止に伴い、関係条例を改廃したいとの説明を受け、主なものとしては、消防団員の区分の改正で消防団員のその他の団員を基本団員と支援団員に分け、団員の定数は1,470名だが、現在1,400名なので、今回50名をめぐに支援団員を新たに創設し、団員の確保を図りたいとするもので、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第170号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第170号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第170号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．第171号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第171号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、管理職手当及び扶養手当の改正を行うもので、管理職手当はこれまで定率だったものを定額にすることにより、年功的給与を改め、職務及び職責を給与に反映させるもので、給与額も1,000千円から2,000千円の削減が可能となる。また、扶養親族については、扶養手当がこれまで2人目まで6千円、3人目から5千円だったのを1人目から人数にかかわらず一律6千円とし、少子化対策を推進するとの説明を受け、主な質疑としては、管理職手当が定率から定額になることで現行の給与より上回ることはないのかとの質疑に対し、上回ることはないとの答弁がなされ、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第171号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第171号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第171号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第172号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第172号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、結果と審査の内容を報告いたします。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成19年2月21日に公布され、平成19年4月1日より施行され、これに伴う国保税の課税限度額の引き上げと武雄市国民健康保険事業の健全な運営のため、税率等の改定が必要になったというような説明がございました。

質疑の内容を申し上げますと、医療分の課税制限額530千円が560千円に引き上げられることについてどれくらい見込んでいるのか。答弁といたしまして、約300世帯で10,000千円増を見込んでおるとのことでございます。

次に、国民健康保険税で税収増は幾らになるのか。答弁といたしまして、一般医療区分で130,000千円を見込んでいるとの答弁でございます。

次の質疑で、11%にする根拠が見えてこないがという質疑がございまして、答弁といたしましては、昨年12月、国保運営協議会に税率改定の諮問を行った。ことし1月答申をいただいたが、低所得者等への配慮等の意見が出され、事務方はもう少し高くした方がと思っていたが、11%の答申をいただいたわけで、1年間厳しい運営となっていくと思うが、与えられた数値で医療費抑制と税収増につなげていくように考えていくという答弁をいただいたところでございます。

本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

済みません。慎重審議されたところでございましょうけれども、総括質疑の中で少し聞いておりましたので、さらに突っ込んだ質疑が委員会ではなされたと思いますので、お伺いしたいと思います。

ただいま委員長報告の中では増収分が130,000千円という話でございましたけれども、ま

だ今年度の決算はあっていないわけですが、基金をほとんど使い果たしたということから考えますと、この130,000千円の増では、総括質疑で言うておりました税率改定は普通5年なら5年を見て、3年なら3年を見てあるんですよね。毎年毎年足らんから年度途中でやるということではできませんので、だから、総括質疑では税率改定は何年までを見越してされたのかという話をしておりましたので、当然委員会で審議されておると思いますので、お伺いしたいと思います。

それからまた、国保は、これも総括質疑で言いましたけれども、社保、共済などなどのしわ寄せになっているということから、手厚い——国保やけん介護と言うですかね、看護と言うですかね、手厚い施策をという考えで質疑を市長に申し上げたところですよ。だから、このことも問題になっておればお伺いしたいと思いますのは、私は農排事業、これは次の事業を進めるためとは言いませんけれども、政治的にも非常に一般会計補てんといいますか、そういうことをして維持管理費を安くしているということがありますよね。私から言わせれば、市長ともやりとりして、市長も大卒はということを言われたんですけども、結果的に農排事業の維持管理費、これはやっぱり受益者負担ということから考えますと、国保の目的税と似ているんじゃないかと思うんですね。農排は加入が自由ですけど、国保は国民皆保険で、どんな失業者であっても、どんな無収入者であっても入れにゃいかんわけですね。

そういうことから、私は一般会計から補てんしてもらいたいという立場からこの問題で質問しましたけれども、このことの違いがもし、農排はこうだからやれるけど国保はやれないよということがあれば、それこそ論議されていればお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、これも委員会質疑でされたと思いますけれども、不納欠損ですね、これはほかの保険と比べて国保は物すごく多いわけですね。先ほど130,000千円ですか、増収見込みですけども、半分はそっちに消えていくというのが実態ですよ。だから、こういうことに対して、それは徴収に努力しますとか、いろいろ言われますけれども、専門委員会としてそこら辺をもし論議されておりましたらお伺いしたいと思います。

これは総括質疑で市長にお伺いしておったものですから、委員会で突っ込んだ質問があったらお伺いしたいということでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御答弁申し上げます。

保険の税率を上げるために何年越しにやっていくのかということにつきましては、協議をしております。ただ、不足分に対して今後委員会等でも話し合いながら、借り入れ等がなされれば、そういうようなものも——県からの借り入れですね、考えていかにゃいかんので

はないかというような審議はございましたけれども、何年でそれを上げるか上げないかというのは協議をしております。

次に、そういうことで国保が非常に弱者対策というようなことでなっておりますが、これにつきまして手厚い手当てをとというようなことでございますけれども、今後は国の方へいろんな補助等の働きかけを行っていく。まず、佐賀県市長会、九州市長会、全国市長会へ要望をします。というようなことで、国保の税制改定に向けて要望をしていくという答弁をいただきました。

また、農排ですね、これに対して一般会計で補てんしているというようなことと、その差のことについては協議をいたしませんでした。

それと、あと一般会計から国保の不足分に対しての補てんはどうなのか協議されたかという質問でございますが、これにつきましては、まだそこまでの話は出ておりません。というようなことで、一般会計の補てんについての審議は何も話をしませんでした。

〔29番「不納欠損は」〕

不納欠損につきましては、税務課の納税対策と国保年金等の連携をとりながら、徴収強化を図っていくというような答弁がございました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

委員会は独自で審議されますので、いろんなことができますと思いますが、総括質疑は3回まで限度がございますので、問題点をなるべく出して市長とやりとりをしているわけですね。だから、例えば、国に対しては要望していると、そういうことを受けたわけですから、ああ頑張っているんだなと思いますけれども、しかし、私が質疑で言っているのは、例えば、何年を見越してという話をしていますよね。そしたら、単純に執行部とのやりとりじゃなくて、この議案の持つ性格上、それは聞いておって、何年ということで市民にも話をせにゃいかんですよね。今度いつ上がるとやと、いやいや、今度しておるぎ5年までよかばいとか、今度は差し当たりちかっと上げたばかりばいとか、知っておかにかいから質疑をしているわけでございます。質疑は3回ということでございますので、できたらフリーな専門委員会でされるものと、そういう気持ちで質疑をしているわけですから、よその委員会にいろいろ言うことはございませぬけれども、審議されていないということであれば、こういうのも審議しなかったということになりますので、できたらしてもらいたいと思って聞いたところですけども、結局、何年先までかわからないと、考えていないと、適当にやったということになりますから、これは困るわけですね。

それと、国への働きかけ、それは市長が一生懸命されておると聞きました。それはそれ

として、今現実抱えている国保の問題を、不納欠損問題とか、やっぱりおかしいでしょう。130,000千円ある中に半分は不納欠損処分になるんだとか、そういう国保会計、あるいは無収入者が入ってくる。いろんな国保の実態を委員会として数字的に上げていって、そして、やっぱり執行部とちょうちょうはっしといいますか、そうやって、だから一般会計補正ということの大きな問題で話をしているから、なかったと言われれば言われませんが、それで間違いはないですか。

○議長（杉原豊喜君）

末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

答弁をいたします。

徴収等については、今、そのようなことでございます。短期保険証ですね、これの交付と同時にそういうふうな税務相談等も行うというようなこともつけ加えておきます。そういう答弁がございました。

一般会計の補てんにつきましては、意見も一回出しましたけれども、部長の答弁として、市長が答えられておるとおり、一般会計の補てんはないという答弁もいただきました。（発言する者あり）論議といいましょうか、質問は一回出しました。それで、部長の答弁としては、そういうことで答弁をいただきました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第172号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第172号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですけれども、反対の立場から討論をいたします。

今回の一般質問でも、本会議の議案質疑でも、あるいは委員会質疑でも、国保税の値上げをするかどうかの最大の分岐点というのは、一般会計から繰り入れるかどうか最大の課題なんですよ。その認識は福祉生活常任委員会でもかなり深まったと。

といいますのは、健康増進課で出してもらった一般会計からの繰入金、年々増加していますという、これは厚生労働省の資料をいただいております。この中身を見ますと、法定外、いわゆる一般会計からの繰り入れというのが年々ふえてきてまして、平成16年度の厚労省の資料によりますと、全国的に3,855億円、これが一般会計から国保会計に市町村は繰り入れている。それに比べて法定分、従来の出産育児一時金、職員の給与、これは国が支給をして一般会計をトンネルして国保会計にいつている分ですね、これが7,255億円。この法定内と法定外を比べますと、法定外で一般会計からの繰り入れがどんどんふえてきている市町村、

金額もふえてきている。いわば一般質問で言いましたように、国民健康保険会計の根幹を揺るがすような、そういう事態が進行しているわけですから、一般会計からの繰り入れをしてくどうかというのは一番最大の市長が判断する決断といいますか、求めたわけですがけれども、焦眉の課題だというふうに考えております。

委員長が報告しましたように、今度の値上げというのが、果たしてこの1年で終わるのか。これは恐らく今年度の予算の中身を見ますと、34%の国の補助金を36%にせざるを得ないと。期待値ということで済まされる問題じゃないと思うんです。そうしますと、今度の11%の値上げも来年これでおさまるかどうかわからないという、そういう問題点の指摘も福祉生活常任委員会でなされました。ですから、そこら辺は結局、国の補助金の復活を段階的に求めていく、あるいは県が国保財政安定化対策事業、これは法定分だということはわかりましたけれども、7,190,000千円、これは平成19年度の県の予算7,190,000千円ですがけれども、県の係に問い合わせましたところ、従来の法定分だと、法定外の一般的な市町村支援ではないというふうに話を聞きましたので、がっかりしましたけれども、調べてみますと、県が市町村の国保に、いわゆる法定外として財政支援をしているのは——していないのと言った方がいいですね。していないのは16県、全国で16県なんです。その16県の中に佐賀も入っておるんですよ。ですから、市長の仕事としては、国への補助金回復を段階的に求めていく、もとに戻してほしいという立場と、佐賀県が16県はゼロなんだと、一銭も支援していない、県民1人当たりの額にしますとね。大田副市長、メモしておってくださいよ。16県ですから、これを強く求めていく。私は19年度の県の予算を見ていまして、7,190,000千円というのは、これは法定外として市町村に来るものと一部期待しておったんですね。ところが、係に調べてみると、いや従来どおりですという答えでした。今後の課題だというふうに考えております。ですから、いかに住民の立場から見て、今回の値上げがどういうふうに影響を及ぼしていくのかと。

先ほど出されました530千円の限度額、これを560千円、300人に影響を与えて約10,000千円の増。それから、一般の医療費で130,000千円、1世帯当たり直しますと12,692円ふえるわけですね。1人当たり被保険者を見ますと、8,648円の増。これは夫婦2人で年金収入しかない、2,000千円の収入しかない65歳以上。65歳以上にこだわっているのは、65歳以上が一番今負担増を求められている、そこがターゲットにされているというふうな感じがするからであります。

これをモデルに見ますと、18年度72,600円で済んだのが値上げによって112,100円、実に1.5倍です。39,500円の負担増。介護保険の値上げを加えていきますと、49,951円の負担増。介護保険に至っては、4回連続の値上げになりかねない。

第1は、介護保険料そのものの値上げが行われました。これで杵藤地区介護保険事業所は佐賀県一高い介護保険になったわけですね。

第2は、定率減税の廃止、そして、65歳以上の住民税非課税廃止。これによって激変緩和措置が3年間あるといっても、来年はこれがとんとんになりますね。これによる値上げ。

第3が、今回の保険税、介護保険料を含めた値上げ。そして、ことしの6月には税源移譲による住民税と所得税の配分が変わりますので、住民税の比率が上がる。そうするとまた、住民税が一つの世帯単位ですから介護保険に影響しかねない。

こう考えていきますと、介護保険に関しては4回の連続値上げになりかねない。市長は介護保険料を引き下げるといふように公約されておりますので、そこは最大限期待もしますし、応援もしていくわけですが、この4回連続値上げというのは市長の公約に反する。市長、どこができるのかと。例えば、少なくとも今回の国保税、介護保険料の値上げは、これをやめさせることは市長だったらできるんですよね。そういうことを考えますと、公約に逆行しているんじゃないかと指摘をせざるを得ません。

先ほど質疑でありましたけれども、17年度決算で見ますと、滞納額、現年度分で92,000千円、累積で224,000千円。ここ5年間累計してみますと、316,500千円というのが国保税を払いたくても払えない滞納として出てきている。先ほど黒岩議員が指摘しましたように、不納欠損処分、七千数百万円出てきていますね。これは分類をしてみると、行方不明になったとか、生活困窮とか、財産がないとか、そういういろいろな事情がありますよ。一概に不納欠損処分を私は反対しませんが、やむを得ない措置だと。もともと払いたくても払えない国保税、ここにメスを入れていかなければ、ますますこれはふえていくだろうというふうに考えるものであります。まさに悪循環というのは指摘をしましたね。

ですから、国民健康保険、全国市町村どこでもそうだと思いますけれども、それこそ土台を掘り崩すような、そういう危機に陥っている。これは市町村独自で回避できるものと、あるいは国、県の支援を仰がなければ立ち行かないという、それは国民健康保険の加入者の構成を見てもわかりますね。農家、あるいは自営業者の人たちが中心だった国保税が今ではワーキングプアと言われるような人たちのフリーターだとか、無職者だとか、そういう人たちがどんどん入ってきている。ですから、市町村は大変だと思うんです。そのことは私も認識はいたしております。したがって、先ほどのを繰り返しますけれども、国、県の財政支援がなければ立ち行かない、そういう事態になってきていると、私もそう認識をしております。

退職者保険も、あるいは今後、団塊世代がことしからどんどん退職されてくるわけでありますが、この受け皿も市町村の国保会計になっていくわけです。予算を見ても、来年度また値上げが出てくるのではなかろうかと、そう予測されるような内容でもあるわけがあります。退職金の中での一部見直し、このことも一時緊急避難的な措置であったとしても、基金の取り崩しや県の貸付金の活用、一般会計からの繰り入れ等々、市長の決断によって進めていくべきではないかと、このことを強く指摘しておきたい。

以上で反対の討論といたします。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

9 番山口良広議員

○9 番（山口良広君）〔登壇〕

第172号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する賛成の立場から討論します。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴う課税限度額の引き上げと、国保会計の健全運営のため、税率等の改正によるものです。

近年の医療費の動向を見ますと、毎年、件数、金額ともにふえ続けており、国保会計は非常に厳しい財政運営が強いられております。内容を見ますと、加入者の多くが高齢者や無職者を抱える構造的な要因と、長引く景気低迷から保険収入が伸びない反面、高齢化や高度医療化による医療費の増大にあり、そのため、1市2町の合併を機に国保税率の改定を行い、さらに国民健康保険基金の取り崩し等を行い、対処されてきましたが、なお財政的に厳しい状況であります。このような状況のもと、国民健康保険の健全な財政運営を維持するためにはやむを得ない措置と思います。

その中で私は、国民健康保険税の所得割です。17年が9.2%、18年が9.9%、11年が11%と、先ほど22番議員が言われましたように、このまいつまでもアップされていたらたまったものではないということを痛切に感じるわけです。

そんな中で、市としてどういうものができるのか、一般会計からの繰り入れというお話があるわけですが、この納税している農業者や一般の関係の方のいろんな形での所得の減額により、税金が少なくなればやむを得ないかもわかりませんが、現状で足りないから一般会計からやるという形をすれば、何も努力せずに一般会計から補てんしていっちょこういうのではだめだと思うわけです。ぜひ健康、予防医療を大事にし、健康診断を充実したり、元気なお年寄りをつくるための政策、地域内でのスポーツや公民館等でのいろんな活動、いろんなものをぜひやってもらいたいと思うわけです。

それと同時に国、県への働きかけ、この国民健康保険の所得割を見ますと、以前は数%しか所得割での支払いの方がいなかったのが、現在は50%の方が所得割ゼロということです。私たちは、今これを払っている方を見ますと、零細企業で農業やら一般でやっている方は労働基準法もなく、働いて働いて、その中から所得を上げて国民健康保険税を払っているわけです。その割には腹いっぱい退職金をもらって、持ち家を持ち、年金の中で払っている方が厳しいというのは、根本的な問題が国民健康保険税にはあると思います。この政策の改定がない限りは、国民健康保険税を守ることは到底できないと思います。そんなことをぜひ我々は訴えていきたいと思います。

このように、何かこれが大きく変わることを期待しながら、賛成討論とします。皆様の御

賛同をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員。

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第172号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

先ほど9番議員からの討論を聞いておりますと、ああ、これは反対討論だなという考えをしたわけでございますけれども、やはり一般会計からの補てんの必要性を認められたわけですね。農業収入が減り、税収が減った場合は、やはり一般会計からの補てんもある。これは北方でよくやってきたことですね。税率は決まっておりますので、税収が減れば、それを一般会計から補てんすると。こういう前段を出されたので、大変心強く思って討論をいたしたいと思います。できたら農家だけではなく、ほかのところが落ちたときも、ぜひとも今の考えをしていただきたいと思います。本来の討論に入りたいと思います。

確かに市長が言われますように、目的税においては相互扶助の精神、このことから構成人員による税負担が原則であることは当然のことですし、私も理解できます。しかし、先ほど来、賛成討論者も反対討論者も言うておられますように、今日の日本の保険制度そのものは大変いびつなものになってきておりますし、大きな矛盾があるのは周知のことと思います。

その中でも、特に国民健康保険は他の保険のしわ寄せを受け、大きな負担増が強いられていることも周知のとおりですし、多くの自治体から国に対して、その改善策を求める憤りの声が上がっております。このことは、質疑の中で市長も賛同されたと思っております。

また、国保は他の保険では考えられない無収入者、それから失業者、あるいは他の保険から加入してきた年金受給者など低所得者層を抱え込んでいると、これが大きく違うところでございます。このことは、元気で稼げるときは他の保険に貢献し、失業したり、病気して退職になったり、稼げないようになったら国保に加入してくる、国保におんぶされると、そう皮肉られるゆえんでもあります。今日では、だれでも明らかなように、他からの大幅な財源手当がなければ国保会計そのものが破綻しかねないからであります。

先日の質疑の中で、所得2,500千円、夫婦、子供2人の家庭で社会保険と比べてみますと、実に税金が30千円以上も違うという驚くべき実態が報告されたところでございます。公務員共済の方は提示されませんでした。さらにその差は大きく開くものと思っております。このように、制度的にも一般会計からの補てんは必要だと思っております。

また、旧武雄市、山内町、北方町が合併してわずか1年しかならず、他の手数料問題や使用料問題は統一に時間をかけているのに対し、国保だけは基金を使い果たしたので値上げするとの姿勢は余りにも短絡的過ぎますし、到底容認できるものではありません。

質疑の中でも明らかにしましたが、基金のうち89,000千円が山内町の持ち出しで、27,000

千円は北方町の持ち出しです。旧武雄市は、わずか2,000千円でしたし、これを公平に統一するためには至難のわざが必要だったわけでございます。大変難しかったわけでございます。

例えば、水道料金みたいに2年間不統一として、基金を同じ状態にする。そのためにそれぞれが、できるかどうかわかりませんが、それぞれが税率改正する、それで基金を合わせる。あるいはまた、それぞれが一般会計から補てんしてもらって、基金を同じ条件にするなどのことはできたかもしれません。しかし、税という性格上、まず統一して、あらゆる方向から新市で検討しよう。合併後の新市の行政を信じて国保会計が統一されたということは絶対忘れてはならないことだと思っております。

そのような背景の中にありながら、何も減税対策を考慮せず、いきなり値上げしたのでは、山内町、北方町の基金を使って旧武雄市の税率改正を1年間おくらせただけと市民の皆さんから非難されても、何らそれを否定し、反論できるとは思わないのであります。そのような事態を招かないためにも、ここは一番、一般会計からの補てんなどをして公平感を出すべきだと思います。

さらに、基金取り崩しの状況を見てみますと、今度の改正くらいでは財源不足が生じるのではないかとの懸念もあります。目先だけの抑制した税率改正なら、年度途中とは言わないまでもにしても、来年また税率改正があるのではないかとの不安が頭をよぎるのを払拭することはできません。もし万一、ただ単にいろんな条件から税率アップを抑えてあるとするならば、不足分はやはり一般会計から補てんすべきだと思います。

受益者負担の原則、これも質疑の中で指摘しましたが、国保税は農業集落排水事業の維持管理費と同じ性格を持つと思います。農排事業では、維持管理費約140,000千円に対し、使用料は74,000千円と財源不足を生じていますが、値上げをせず、政治的に一般会計から補てんされています。この考え方を持っても、国保会計への一般会計からの補てんはできますし、必要だと思います。

以上、国保会計の制度的矛盾、合併時の基金問題、税率のアップ率の問題、農排事業との比較など、今回の税率改正が与える影響は大変大きなものがあります。つまり、一般会計から補てんをするか、しないかは、合併後の新しい武雄市がぎくしゃくすることなく、心温かく笑顔で語り合えるすばらしい新市になるかどうかの大きな試金石の一つになるとの指摘をし、討論を終わります。

議員の皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

賛成の立場で簡潔に討論いたしたいと思います。

会計事業というものはどういうものか。出るを制して入るをふやす、これが基本でありま

す。しかし、この国保事業というものはどうなのか。出るを制してと、出るのはもう制し切れない。これは団塊の世代がこれから卒業されます。いろんな方が国保になります。それで、例えば、民間事業者も国保の方に変えてくれというふうな意見があるかもしれません。ですから、出るを制するのはなかなか難しい。

ただ、出るを制する一つの方式で、先ほど賛成者の討論がありました一つに予防医学、こういうのがあります。予防でやっていくと。なかなか出るのを防ぐのは難しいと。

もう一つ考えられるのが、途中の事務経費の削減であります。事務経費の削減というのにも限度があります。とても足りません。そうなった場合どうなるか。やっぱり入るをふやすしかない。会計自体は、これは赤字を出すわけにはいきません。入るをふやさなきゃいけない。ただ、入るをふやすにしても、市単独でどうなるか。先ほど反対者の討論の中で、制度がいびつ、いろんなということがありましたけれども、そういう中で、やっぱり国、県、市、これが共同してやっていかなければいけないと思います。確かに市単独でも、そういう形で一般会計という決断もございましょう。一般会計からの補てんという部分の中で、さらにその一般会計から削られる部分も考えなければいけない。もちろん、これには農排水のことも頭に入れなければいけないと思います。

そういう中で、一般会計からの補てんということでもありますけれども、これはやはり国、県が同調しなければいけないと思います。大きく言えば消費税のことまで論じてお願いしなければいけない場合もあるかもしれません。そういう国、県との同調なしで市がやった場合、どういう影響を及ぼすか、それを十分考える時間が必要だと思います。

今回、もし値上げをしなかった場合どうなるか。値上げをしなかった場合は国保会計が大混乱に陥ります。国、県、市、その三位一体となって初めてこれが改革できる。そういうことも考えられますし、今度の値上げは最低限の値上げかもしれません。それはやっぱり市民にとって最低限の負担でお願いしますという意味での値上げだと思います。

例えば5年後、これは想像つかない金額になっているかもしれません。その想像つかない金額になっているのを見越してというのもなかなか難しいかもしれない。今のデータをずっと調べていかなければいけない。そういう点で、最低限の値上げをして、何とかその間、国、県、市同調して頑張っていこうという意味のあらわれで、こういう予算、こういう議案が出てきたと理解し、皆様方の御賛同をお願いしまして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第172号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第172号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8．第173号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

こんにちは。3月武雄市議会定例会において本委員会に付託されました第173号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設設置条例の一部を改正する条例でございます。

審査の内容と結果について御報告いたします。

本議案は、武雄市物産品等展示販売飲食施設、黒髪の里の使用料8,044千円を定めるものであります。建物については武雄市行政財産使用料条例、土地については武雄市公有財産規則に準じて積算されたものと説明を受けました。

本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第173号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第173号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第173号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9．第174号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第174号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果を報告いたします。

本条例改正は、昨年のコンサル指導で医療環境の悪化を受けて実施するものでありまして、今年度、個室が新しく9室整備され、これを特別室Cとして利用運営するものでございます。

質疑の内容を申し上げますと、病床の利用率は今回の改正でどれくらいアップするのかという質疑に対しまして、現在70%ほど、総体的には変化はないと思うが、病室をふやしたことで回転がよくなり、患者数はふえると考えている。おおむね80%に伸ばしたいという答弁がございました。

また、特別室Cをつくることによって収入増はどれくらい見越してあるのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、2,400千円を見込んでいるという答弁がございました。

以上のようなことから、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第174号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第174号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第174号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第175号議案 武雄市老人福祉センター長寿園設置条例を廃止する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第175号議案 武雄市老人福祉センター長寿園設置条例を廃止する条例につきまして、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この条例は、市の高齢者福祉サービスの一元化並びに予算措置の一元化を図るため、市所有の老人福祉センター長寿園を武雄市社会福祉協議会へ無償で譲与を行うという設置条例の廃止でございます。譲与することにより、市の高齢者福祉サービスを社会福祉協議会に担ってもらい、よりよい高齢者の福祉事業を推進するものという説明を受けました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

長寿園を社協の方に譲るということですが、それで大きく老人福祉が増進するように言われたんですけれども、私的には、どの辺がどう変わっていくのかなということを説明なり、議論があったら報告をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

答弁をいたします。

どのように変わっていくのかといいます、答弁といたしましては、これを社会福祉協議会に譲与することによって、いろんな手続等が簡素化されまして、作業の効率化が図られるということでございます。

また、運営的なことについては、今までの運営と余り変化はございませんので、そうあれはないと思いますけれども、ただ、一括そういう建物が自分のものになるということで、社協の方の頑張りが違うのではないかというような答弁をいただきました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第175号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第175号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第175号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第176号議案 武雄市公衆便所設置条例を廃止する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第176号議案 武雄市公衆便所設置条例を廃止する条例につきまして、審査の内容と結果を報告いたします。

現在、条例上6カ所の公衆便所があり、梅林、松原、駅南口、桜山の4カ所を廃止解体、西浦は消防団の利用もあって地元への移管、宮野町は比較的建物が新しいので、また利用率も高いということで行政財産として管理していくものとし、これを機に条例を廃止するものであると説明を受けました。

質疑の内容を報告しますと、梅林の公衆便所については、時期的な対策が必要ではないかという質問がございまして、答弁として、時期をとらえて対策は商工観光課と話し合っただけで対応していきたいという答弁をいただきました。

次の質問で、駅南口の便所については、新駅舎の進捗に応じた解体をすべきではないかという質疑がございまして、駅舎の完成に合わせて利用者の意見を聞きながら対応していくというような答弁をいただきました。

そういうことから、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第176号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第176号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第176号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第177号議案 財産の譲与についてを議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第177号議案 財産の譲与についての審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、先ほど第175号議案の中でも委員長報告で少し説明がございましたが、老人福祉センター長寿園を社会福祉法人武雄市社会福祉協議会へ譲与するもので、建物施設は無償で譲与するが、土地については無償で貸与するとの説明を受け、主な質疑として、現在勤務している職員の処遇はどうなるのか、また、補助金についてはどうなるのかとの質疑に対し、職員は現在も武雄市社会福祉協議会の職員なので変更はないと。補助金についても、現行どおり運営補助金として市が負担するとの答弁がなされ、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第177号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第177号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第177号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第178号議案 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案の審議については、地方自治法第117条の規定に基づき、30番谷口議員の退席を求めます。

〔谷口議員退場〕

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第178号議案 損害賠償の額を定めることについての審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、地方自治法に基づく損害賠償の額を定めるもので、平成18年6月9日午後1時ごろ、本市役所の来客用駐車場で運転者が車両から下車する際、マンホール部分の陥没につまずき負傷した事故に係る損害賠償の額を定めるものとの説明を受け、主な質疑として、過失の割合が100%施設管理者にあるのか、また、その判断はどこがしたのかとの質疑に対し、本市が加入している全国町村会総合賠償保障保険が事故の状況等で判断をしたもので、損害賠償額は全額保険で対応する。また、現在、陥没箇所は修復しているとの答弁がなされ、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に関する質疑を開始いたします。25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

1点、お伺いしたいと思います。

最近、いろんな賠償のやつが出てきております。道路のやつも12月、9月とずうっと出ておりました。さっき言った過失の割合の方はちょっと私もよくわからなかったんですけども、100%という報告がありましたけれども、その100%の内容は説明がなかったの。もし内容の説明がなければ、保険ですべて対応するからいいのか、そういう話は出たか、出なかったのか。今後、いろんな場合が想定されます。そういう中で、市はそういう過失の割合を

把握しないでいいのかという議論はなかったのか、以上、お伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

お答えいたします。

今回、質疑の中では市が今後そういう部分に対して関与するといえますか、そういうことは質疑としては出てまいりませんでした。今回、100%という部分は、市が決めるというよりも、保険会社、損保ジャパンですかね、そこが一応判断をしたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

7 番古川議員

○7 番（古川盛義君）〔登壇〕

ちょっとお尋ねをいたします。

交通事故の場合は、警察の事故証明が保険請求のときは必要になるわけですが、今回は市役所内の事故でございますので、その現認者といえますか、目撃証明というんですか、そういう書類があるのでしょうか。

それから、武雄市が加入しているこの保険の原資はだれが負担しているのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

お答えいたします。

今回の事故は交通事故と違いまして、そういう証明書的なものは、別にうちの委員会でも議論はございませんでした。そしてまた、目撃という、そういう部分も今回は議論はございません。

最後の原資の問題でございますが、これは市が一括して市民5万2,000人ですかね、ちょっと今書いておりませんが、1人当たり68円程度の保険を掛けております。総額が380何万円だったと思いますが、その保険の掛金をやっております。その中から今回保険の適用がされたというようなことでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

これも質疑の中で出ておりましたので、当然委員会としては議論されたと思いますけれども、ただいま過失相殺の話が出ているわけですね。100、ゼロでかね。保険適用となれば当然そういうことになるわけですがけれども、これが果たして保険適用でよかったかという疑問

までさかのぼることになりますが、そのことについてはどのような論議をされたのか、お伺いします。

といいますのも、1時ごろやったのですかね。1時ごろということは、こっちに戻ってこられたと。議会中やったわけでしょう。そういうことも質疑の中でございましたので、委員会としてはもう少し掘り下げた質疑があったと思いますので、お伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

総括審議の中でもございましたが、保険適用については、委員会の方ではその点の議論はございませんでした。そして、事故の状況といいますか、それについても、説明ではこちらに来られて、たしか昼1時ですから、そのとき、議会開会かは私も今定かではございませんが、来られたときに、おりる際にけがをされたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

たしか質疑の中では、どなたの質問だったか忘れましたけれども、結局、議員がみずから通勤途上といいますか、「勤」と言ったらおかしいですけども、そういうルートの中で遭った事故だからという、つまり、労災の話が出たんですよね。そこまで問題を大きくすれば、やっぱりいろんなことに発展するということで、そういう言葉は説明の中で使われなかったと思いますけど、私にはそう聞こえたんですね。だから、そういうことじゃなくて、保険でこれをかえればそれはできますよと、ちょっと長かったんですけども、そういう説明があったと思いますね。

しかし、こういう話になってくれば、ああ、じゃあ最初に間違っただのかということになりますので、そういう討論になりますので、そうじゃなくて、みんなで渡ればじゃないですけども、やっぱり執行部のことを思って私たちも容認してきておる。こういう問題になれば、じゃあ、委員会はどう説明されたんですか、どう聞かれたんですか、これはどうなんですかになりますので、そこら辺もし——本当は論議してほしかったんですね、違うですから。経緯とかいろいろありますからね。だから、そういうふうに出る前のとき聞こえた、執行部の答弁がですよ。結局、置きかえることができる。だから、置きかえたという認識をしていたわけですけども、そのことについては何か議論なされたんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

川原委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

いや、そのことに対しては議論いたしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

4 番松尾議員

○4 番（松尾陽輔君）〔登壇〕

1 点だけお尋ねをしたいと思います。

議案審議でも話がされておったかと思いますがけれども、1,458,650円のうち、入院保障といえますか、それが480千円ぐらいですか、それから慰謝料が970千円ということで説明を受けたところですが、慰謝料の中身といえますか、こういった形の慰謝料の請求なのか、そういったことで、普通の、例えば公的施設でけがをされたと、市民の皆さんがそういったケースの中で慰謝料という部分でも支払いがなされている事実があるのかどうかを審議されたかどうか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

賠償額の中身については、慰謝料とかと、そういう部分については議論はございません。

（発言する者あり）その内容ですね。そういう部分については、別に議論は今回、うちの委員会ではございませんでした。

〔4 番「一般の賠償についての慰謝料の支払い……何件あったのか、別のそういうふうな賠償支払いの中で慰謝料という部分」〕

今回、この金額というのは前例がないそうです。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

4 番松尾議員、質問席で質問してください。

○4 番（松尾陽輔君）〔登壇〕

ちょっと今言ったつもりですが、慰謝料に関しては、中身までは審議しなかったと。

もう1点質問させていただいた部分に関しては、一般市民の方が公的施設で事故に遭われたと。そのときの慰謝料という支出での支払いの実績があるのかどうかという部分での審議もなされたかどうか、お尋ねをしたいと思いますということでしたので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今回の質疑の中では、前例はどうかということとはございましたが、事細かに詳しくはございませんでした。ですから、委員会としては、そこまで把握はいたしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。（「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。

休	憩	12時8分
再	開	12時10分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで午後1時20分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	12時10分
再	開	13時42分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

委員長より委員会報告の続きをしていただきます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

先ほど第178号議案の委員長報告に対し、修正をさせていただきたいと思います。

質疑で、任意保険ではなく公務災害ではないのかという質疑がなかったと申しましたが、調べましたらございました。それで、その答弁といたしましては、今回の事故については、第三者の加害行為による賠償責任が生じ、加害者たる施設管理者である市が損害賠償を行ったということで、これを賠償先行といいまして、公務災害の補償に先行して行われたものでございます。したがって、公務災害補償の必要がなくなったものとの説明を受けたところでございます。

それからもう1点、松尾議員の御質問の中で損害賠償がなぜ生じたのかということでございますが、これは質疑としてはございませんでしたが、説明といたしまして、けがの程度が重く、通常の自賠責の基準ではなく、任意保険の基準で計算されたものとの説明を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長に対する質疑の途中でしたので、質疑を続けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第178号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第178号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第178号議案は原案のとおり可決されました。

30番谷口議員の除斥を解きます。

〔谷口議員入場〕

日程第14. 第179号議案 佐賀県西部広域環境組合の設置についてを議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第179号議案 佐賀県西部広域環境組合の設置について、審査の内容と結果を報告いたします。

本議案は、平成9年以降、ダイオキシン問題等で県から4ブロックに分けて広域でのごみ処理の指導がなされ、西部ブロック広域化推進協議会で関係市町の首長の合意形成がなされたことにより、4市5町の構成による西部広域環境組合が7月1日から設置されるという説明がございました。

このことで質疑がありましたので、御報告します。

県から設立に対して補助金等がなかったのかという質問に対しまして、ありませんというような答弁もございました。

以上、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第179号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第179号議案 佐賀県西部広域環境組合の設置については、反対の立場から討論いたします。

1997年、当時の厚生省がダイオキシン類削減対策として、ごみ処理の広域化、焼却炉の大型化を打ち出し、都道府県ごとにごみ処理広域化計画を策定し、広域化、大型化を補助金交付の条件によって広域化が加速されてきているのが現状であります。

既に武雄市は杵藤地区広域圏組合のもとで、クリーンセンターを中心にごみ処理の広域化を進めてきました。今回の議案がさらに大型化を目指して県内を四つのブロックに分けて、

伊万里・有田地区、杵藤地区の西部ブロックからまず事業をしていこうという内容であります。

今、日本が大量生産、大量消費、大量廃棄の社会と言われておりますけれども、ごみ問題の根本的解決が求められているところであります。

その第1は、製品の生産から流通、廃棄の段階まで生産者が責任を負うという、議案質疑の中でも言いましたけれども、ヨーロッパでは当たり前の拡大生産者責任の根本原則が欠かれない、そう考えるところであります。この議案質疑のときに市長は、ヨーロッパでは、例えば、100円の缶コーヒーでも商品が150円で売られることになりかねないと、そういう指摘をされました。これは、消費者にそのすべての責任を負わせるということでは、企業の社会的責任、あるいは企業のモラル、これがだれから判断されるかということ、消費者がきちんとそこを判断していく、納得できないものについては、企業の責任は社会的に問われる、そう考えるものであります。ごみを減らすことが焼却の理由の一つでありましたけれども、幾ら焼却率を上げて、焼却に伴う灰は必ず出ます。ごみをもとから減らす根本的な解決には、もとから正すことがまず必要だと考えるものであります。

焼却中心の施策では、ごみを減らすのではなくて、24時間連続稼働の中でごみが足りないということも事実起こってきております。議案質疑で言いましたように、佐賀市の例をとりましたけれども、プラスチック類、分別をしていたものの、広域化、大型処理の中で可燃物にこれを切りかえるという事態も全国で起こっているところであります。

農村部と都市部での違いはありますけれども、今、全国的に住民のいろんなサークルや運動、そういう中で、生ごみの堆肥化というものも大きな流れになってきております。一般廃棄物の3割、家庭ごみの5割程度を生ごみが占めていると、そう言われております。いわば循環型社会を、あるいは地球の温暖化等々を考えていく場合に、生ごみを分別し、堆肥化することが焼却ごみを大きく減らすことになり、また、生ごみの中にある植物が育つために必要な窒素、リン、カリが含まれており、これを焼却することで物質循環を途切れさせてしまう、そういう学者の指摘もあります。

今回提案されている広域行政は、一般的に事務経費を効率化して節約することなどを目的に行われております。県が示す今日の広域化でも、現行の処理体制では3地区で3,371,987千円かかる。しかし、これを広域化すれば3,097,000千円、いわば270,000千円程度経費が削減される。ここにメリットを求めているわけでありましてけれども、他方、広域化することによって住民や各自治体の議会から遠い存在になってしまう。これはこの間の広域連合や広域行政の中で私自身も経験しているところであります。なかなか市町村の住民の声が反映されにくい、そういう事態も一方で起きております。

これまで分別資源化に力を入れてきた自治体が現在の国の方針のもとで広域連合を結成して、高性能大型焼却炉を建設したために、住民の意見が、あるいは住民の生ごみ堆肥化の運

動、なかなかこれが進まないという事態も一方で起こっております。私は、自治体がこの間取り組んできている分別、徹底した分別を行っていく。そういうごみを減らすことに対して、大型化し、焼却中心で進めていこうとすれば、これに逆行するのではないか、これを強く指摘しているわけであります。

ごみを分別資源化して処理量を減量すれば、規模を小さくすることができる。これは全国の実験が教えております。そういった意味では、今回提案されている最新鋭の焼却炉、大型広域化等については、自治体の一方で財政を圧迫することにもなりかねません。そのことを指摘して、この議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

9 番山口良広議員

○9 番（山口良広君）〔登壇〕

第179号議案 佐賀県西部広域環境組合の設置について賛成の立場で討論させていただきます。

ごみ焼却により発生するダイオキシンの抑制を目的として設置される佐賀県西部広域環境組合は、それぞれの既存の団体で施設整備をすると、その負担が大きくなるので、県の広域化計画にのっとり、4ブロックでの事業運営が県の指導により市長会で決定されております。それに沿っての佐賀県西部広域環境組合の設置です。

今、反対討論にありましたように、ダイオキシン対策等を優先するばかりにごみの分別収集がおろそかになってはいけないことは、反対する議員と意見を同じくするものです。それらを含めて、施設規模など注意深く見て、ごみの資源化、循環型社会の構築を最優先するための環境組合設置ですので、そういうことで賛成したいと思います。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第179号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第179号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第180号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第180号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更についての審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、一部事務組合の規約変更に伴い、新たに障害者自立支援審査会に関する事務を追加するもので、収入役を廃止し、新たに会計管理者を設置する。また、吏員制度を廃止するものとの説明を受け、質疑もなく、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第180号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第180号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第180号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第181号議案 杵東地区衛生処理場組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第181号議案 杵東地区衛生処理場組合規約の変更について、審査の内容と結果を報告申し上げます。

自治法の改正に伴い、規約の中の「収入役」という文言を「会計管理者」に改正するものであり、質疑はございませんでした。よって、本事件につきましては、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第181号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第181号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第181号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第182号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止についてを議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第182号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について、審査の内容と結果を報告いたします。

本議案は、昨年、自立支援法に基づき10月より設置されたものであり、3市4町で運営してきたものでございますが、これを4月1日より杵藤広域圏において共同処理が可能となりましたので、現在の審査会を廃止するものという説明がございました。

また、質疑といたしましては、最初から広域圏でできなかったのかという質疑に対しまして、答弁といたしましては、平成18年10月までに認定審査をしなければならなかったため、広域圏での事務処理の認可等の期間関係で、市、町で共同設置をした方が期間的に短かったので、共同設置をして審査を行ったということで、最初からこの広域圏での取り組みについては計画があったという答弁がございました。

そういうことから、本事件につきましては、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第182号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第182号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第182号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第183号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に分割付託されました第183号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について、審査内容と結果について御報告をいたします。

歳出の主なものは、10款. 教育費、3項3目の小学校施設整備事業費で、朝日小学校グラウンドの用地購入費、造成費、測量設計委託料を計上、その財源として、国の市町村合併推進体制整備費補助金や合併特例債で対応するとの説明を受け、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

3月武雄市議会定例会におきまして、本委員会に分割付託されました第183号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第8回）でございます。

主な審議内容については、第7款第1項2目の商店街魅力づくり促進事業補助金についてでございますが、これは新規出店改装資金1,000千円助成、または商店街活性化補助金による空き店舗対策事業500千円助成について、これらの補助金を出しながらも、厳しい現状の中、この補助金をもっと有効活用できるよう執行部に対して指摘をしたところでございます。

また、第6款1項7目. 臨鉱志久排水機場費につきましては、年度ごとの基金の残額や歳出利息等の実績調書の提出を求め、確認を行いました。今回の補正は、19節. 地区内暗渠排水負担金として計上していたが、実施する人、しない人がおり、自己負担として補助金としての執行はしなかったための減額補正であります。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に分割付託をされました第183号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第8回）につきまして、審査の内容と結果を報告いたします。

説明の中で、(24)ページの3款5項3目の包括支援事業費、13節、高齢者実態把握業務委託について1,782千円が計上されておりますが、高齢者実態把握業務は従来から6カ所の在宅支援センターにて委託をして実施をされているものであります。本年度当初予算で10,221千円を計上され、実態把握事業を実施しておられましたが、平成19年4月から介護予防特定高齢者施策を実施するために、調査項目の内容の充実を図ることが必要となりました。

また、二度手間にならないために既決予算内で実施することで進めておりましたが、どうしても不足が生じることが判明しましたので、追加補正を行ったところという説明がございました。

以上、本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年3月武雄市議会定例会において本委員会に分割付託をされました第183号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第8回）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正中、歳入の第13款1項4目、土木使用料、第14款1項3目、災害復旧費国庫負担金、14款2項3目、土木費国庫補助金、第20款6項4目5節中、市営住宅浄化槽維持管理費県負担金及び公営住宅浄化槽維持管理費入居者負担分、それに歳出の第4款1項5目、浄化槽整備事業費、第8款、土木費、第11款1項、土木施設災害復旧費、第2条の繰越明許費中、第4款1項、保健衛生費、第8款2項、道路橋梁費、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案

どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて、第183号議案に対する質疑をとどめます。

第183号議案に対する討論を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第183号議案について、反対の立場で討論いたします。

朝日小学校のグラウンドの整備費についてですが、社会体育への平時の利用も視野に入れた整備方針だと思います。しかし、小学校の平均的な広さの約1万平方メートルの計画で、健康づくりやグラウンドゴルフや自宅での子育ての親子が平日利用するとすれば、通常の小学校授業用のグラウンド制限になることも考えられます。また今回、合併特例債約46,000千円で用地を整備し、土地の購入費約130,000千円は国の市町村合併推進体制整備補助金で同額程度を賄われていまして、土地代は見方によれば市の負担はないというふうに考えることもできます。

市長は、これ以上広げると家屋に近づくとの話でしたが、教育委員会で字図を見る限りにおいては、あと1筆分は、約2,000平米は一体化しておりまして、容易に広げることも可能だと思われます。やはり学校百年の計画という視点から見れば、子供の交通とか、駐車場の一体的整備、社会、少年スポーツの拠点となってほしい考えを明確にするために、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

10番吉川議員

○10番（吉川里已君）〔登壇〕

ただいまの議案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

宮本議員の御心配、本当にありがとうございます。ただ、この件に関しましては、朝日町のまちづくり委員会の皆さん、10数年前からの懸案でございまして、旧武雄市の時代も第4次総合計画の中でもコミプラの中にグラウンドの拡張ということでうたわれてきたわけでありまして、地元のまちづくりの皆様も合意の上で今回の広さに決定をされておるところでございますので、そういったところを御配慮いただきまして、議員の皆様の御賛同よろしく願います。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第183号議案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第183号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第184号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第184号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきまして、審査の内容と結果を報告申し上げます。

医療費等の伸びをこれまでの実績から推計し、決算見込みで増額の補正が必要になったための補正というような説明でございまして、質疑はございませんでした。

以上、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第184号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第184号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第184号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第185号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第185号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）につきまして、審査の結果と内容を報告申し上げます。

提案理由の説明は、歳出に伴う国庫事務費の補助金の増額の補正という説明がございました。質疑等はございませんでした。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第185号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第185号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第185号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第186号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年3月本定例会におきまして、本委員会に付託されました第186号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）でございます。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第186号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第186号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第186号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 第187号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年3月本定例会において、本委員会に付託されました第187号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）でございます。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第187号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第187号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第187号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 第188号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年3月本定例会において、本委員会に付託されました第188号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）でございます。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第188号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第188号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第188号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24. 第189号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

武雄市議会定例会におきまして、本委員会に付託されました第189号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）でございます。

主な審議としましては、今回は繰越明許費として提案されていたサテライト武雄移転についてでございました。その後の経過について執行部より説明をいただきました。最終的には、7月発売をめどに計画をしていきたいという報告でございました。

以上、本件につきましては、慎重審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第189号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第189号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第189号議案は原案のとおり可決されました。

日程第25. 第190号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本定例会におきまして、本委員会に付託されました第190号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第2回）でございます。

審議の中で1,000千円が減額ということでありましたけれども、執行部の方からは観光客の減少並びに施設側の節減が考えられますと、今後、この施策については十分検討していきたいとのことでした。

本事件につきましては、慎重審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第190号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第190号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第190号議案は原案のとおり可決されました。

日程第26. 第191号議案 平成18年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第191号議案 平成18年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）でございます。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第191号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第191号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第191号議案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 第192号議案 平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）を議題いたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年3月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第192号議案 平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）について、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第192号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第192号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第192号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休	憩	14時31分
再	開	14時31分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで2時40分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	14時31分
再	開	14時42分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第28. 第193号議案 平成19年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に分割付託されました第193号議案 平成19年度武雄市一般会計予算について、審査内容と結果について御報告をいたします。

歳出の主なものは、2款. 総務費、1項7目の災害対策費の消耗品で、災害備蓄用として食料、飲料等を5,000食、2年分を北方、山内町に保管をする。また、印刷製本費は災害時の避難誘導用の資料作成費として計上しているとの説明を受け、また、10款. 教育費、5項2目の公民館費の鎮守の祭り実行委員会助成金では、前年度予算540千円に対し今年度は160千円と激減しているがなぜかとの質疑に対し、今回、助成金の統一を図り、公民館から出演してもらった謝礼2団体分として160千円計上したとの答弁がなされ、さらなる質疑として、この鎮守の祭りは地域の伝承文化として継承していくための経費であり、単なる出演料ではないので、予算の減額はしないで地域の伝承文化として大事にしていってほしいとの意見が出されたところでございます。

採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

3月武雄市定例議会におきまして、本委員会に分割付託されました第193号議案 平成19年度武雄市一般会計予算であります。

審議の内容につきましては、第6款の農業費では19年度より農地・水環境保全対策事業が開始され、その対策について質問がありました。現在の進捗は、計画予定で78区域の面積集

計中であり、支所単位での指導をしており、4月には申請を受けるとの答弁がなされました。

次に、第7款. 商工費では、1項17節の保養村土地開発公社用地購入について、売れないものを買うより早く売却すべきとの意見に対し、今回は用地の健全化計画を県に提出し、簿価額が上がっている状況であり、公共用地取得事業債で4筆の買い戻しをすると答弁がなされ、図面等を確認いたしたところであります。

次に、武雄市ブランド営業本部負担金ですけれども、物産祭りに6,000千円の補助金については、今後、開催時期を含めて早期の決定をお願いしたところであり、また、山内町、北方町の商工会は平成21年4月をめどに合併との認識がなされ、商工会議所との合併意思があるものの、法的に難しいところがあり、現時点では時期の設定までは至っていないとの答弁でありました。

また、審議で一番長引きました第6款1項7目. 臨鉦志久排水機場施設維持管理業務委託料につきましては、委託先であります志久地区鉦害被害者組合の総会等が開催されず、適正な運営がなされていないとしての指摘を受け、当該組合の適正な運営の指導、監督を行い、その確認をし、慎重に執行させるよう申し入れを行い、委員会に報告するよう要請したところであります。

以上、本事件については、慎重審査の結果、委員会全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に分割付託されました第193号議案 平成19年度武雄市一般会計予算でございますが、審査の内容と結果を報告いたします。

主なものとして、4款. 衛生費、2項. 清掃費、2目. ごみ処理費、13節. 委託料の中の廃プラスチック処理委託料は、今年度より廃プラの分別収集に取り組むとの説明がございました。

また、4款2項. 清掃費、3目. し尿処理費、15節. 工事請負費11,300千円でございますが、流動床風量制御システム設置工事は簡易水洗の普及により、し尿の性状が変わったため、現状では対応できなくなったものということで、機械の設置に対応するものであると説明を受けました。

以上のことから、本事件につきましては、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年3月武雄市議会定例会において、本委員会に分割付託されました第193号議案 平成19年度武雄市一般会計予算でございます。

本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

この賛成多数という部分でございますけど、（108）ページの8款4項1目、看板撤去という部分で、この看板撤去だけでなしに、以前に撤去されました「歓迎武雄温泉」の大きな看板ですね。あれから始まって議論が大きくなりまして、ただ、この看板撤去というだけでなく、やはり都市計画土地区画整理事業、まちづくり景観条例、サイン条例など、いろいろなものがあって、そこにばらつきがあると。そういうことで、計画性にむだが多いのではないかとの指摘であります。

ここからまた議論は大きくなりまして、赤穂山から川良を通じて花島踏切に通じる道路、この近くまでは改良されて立派になったと。その後で、区画整理でこの踏切周辺から34号線バイパスまで一貫して整備をすべきではないかと。計画の時点でそういうことも踏まえて計画を今後はやるべきではないかと。それも景観条例から看板設置というようなことも始まりまして、景観というのはそういう観点からも、まとめてそういう議論をやった方がいいんじゃないかということでもあります。

この道路が現在市道であるということで、一度あそこは整備されております。山茂電機から、ラッキーパチンコ屋から花島踏切まであの辺を、現在市道であるために一度は計画で拡張整備をしたということで、今後、県道として認定をいただいて、県での施工をお願いして、早急な取り組みを図りたいとの答弁でありました。

今後はまちづくりとか、景観条例、サイン計画、ユニバーサルデザイン等々あるが、どこが本体でどこが本もとなのかということもわかりにくいし、いろんな委員会とかがあって、そういうところに補助を出したりするのはむだなことではないかということ、方向性を一貫した方がいいんじゃないかということでもあります。そういう意見が出ました。

こういうことは方向性が決まった時点で、こうこう決まりましたよという事後報告ではなくて、方向性がある程度出ましたというところで、やはり我々常任委員会とか、皆さんほかの常任委員会でもそういうところを開いていただいて、我々も開いて報告を受けて、そして、今後進めていきたいというような、これは強く意見を言ってくれということでありましたので、そういうことで賛成多数という結果で原案どおり可決して差し支えないものと決定したところであります。

以上、報告でございます。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

11番山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

どうも申しわけございません。先ほどの委員長報告で少し不足なものがありましたので、ここでつけ加えさせていただきます。

私たち産業経済常任委員会では、臨鉱志久排水機場施設維持管理委託料については、委員長を通じて議長の方に申し入れをしております。そのことを一応ここで御報告いたします。

（発言する者あり）

それは、規約に基づき役員会総会等を実施したことを確認し、執行するというようなことで、強く市長に申し入れをいただきますように申し入れをしておりました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの報告に対して皆さん方御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて、第193号議案に対する質疑をとどめます。

第193号議案に対する討論を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第193号議案 平成19年度武雄市一般会計予算に反対の討論を申し上げます。

合併して1年が経過をいたしました。当然、市長にとって平成19年度一般会計当初予算は市長の政治姿勢の全面開花の予算ではないかと思えます。

昨年の市報5月号に市長就任あいさつが掲載をされております。そこには、元アメリカ大統領ケネディ氏を引用して、自分たちが国から何かしてもらうのではなく、国のために何ができるか、皆さんもそういう視点で日々の生活を見直していただけないでしょうか。その上

で武雄はよか、武雄はよかねと市民、そして市外の皆さんが思っただけの新武雄をともに創造していきましようと呼びかけられておられました。

この1年経過をした中で、私はこのあいさつが非常に気になる文章でありました。どうでしょうか。私たちは、憲法第30条では、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うとして、その義務の履行に私たちは努めているのではないのでしょうか。そしてまた、憲法第25条で、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと国の責務をはっきりと示しているではありませんか。

今、政治に求められているのは、国には福祉の心を持った政治であり、地方自治体は地方自治の本旨である住民の安全、健康及び福祉を保持することであり、合併した新自治体である武雄市は、文字どおり合併のキーワード、サービスは高く負担は低くを高く掲げて行政を推進するべきではないのでしょうか。そのことが合併してよかったと思えるまちづくりの土台ではありませんか。市長の政治姿勢について指摘をしておきたいと考えるものであります。

次に、予算の歳入面について問題を指摘をしておきたいと思います。

一つは、国の税制改正に伴う市民への影響は大変なものがあります。定率減税の廃止に伴うなど国の税源移譲に伴って、それ以外に、その影響額として市民に約81,093,300円と試算をされております。

二つ目に固定資産税であります。県下一の税率、旧武雄市の1.55%を1.4%に、山内町、北方町の税率1.48%は直ちに1.4%に戻すべきであります。

次に、歳出面について指摘をしておきたいと思います。

まず第1に、この間、本日も議論されております国民健康保険会計に対して、国民皆保険制度のもと、国保会計は今政治の大問題となっているのではないのでしょうか。命が危ないとして、昨年、NHKのスペシャルでも放映がありました。国に対して要求すると同時に、市としてやるべき課題として、国民健康保険会計に一般会計からの繰り入れを求めるものであります。先ほども討論でありましたが、市町村の財源から全国で平成16年度3,855億円が法定外費用として一般会計に繰り入れられております。

第2に、昨年議論されました国民保護協議会は解散を求めるものであります。

第3に、人権教育として同和関係予算が総務費で646千円、教育費で970千円、合計1,616千円は削除を求めるものであります。

第4に、諸支出金の中で工業用水事業会計への繰出金57,000千円は見直しを求めるものであります。

最後に、市長は施政方針の演告の中でも、これまでアジアのシルクロードとして新幹線の推進に突進をされております。この間、名称も長崎新幹線から西九州ルートに名称変更され、地域間競争を楯に、今ではその推進のてこに、演告でもあすの子供たちへのかけ橋にな

るとして早期着工を施政方針でも述べられました。しかし、推進の理由に西九州の一体的発展とか、20年、30年後の未来を目指してと言われますが、県民、市民の過半数以上が反対している新幹線建設推進は断念されることを求めて、反対の討論いたします。

○議長（杉原豊喜君）

9 番山口良広議員

○9 番（山口良広君）〔登壇〕

私は、一般会計予算に対する賛成の立場で意見を申し上げます。

今、私たちは議員として、市民福祉に貢献すべき諸施策を考えております。そんな中で、固定資産税の減税、また、国民健康保険税の増税のことについての意見がありましたけど、さきに私も言いましたように、市民を守るためにはやむを得ない措置だと思っています。そんな中で守っていったら、その中でよりよい道を見つけるのも大事なことでありますが、まずはこれを決定して一緒に執行していくためには、どうしてもこの一般会計予算は通してもらいたいということで賛成の討論をします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

第193号議案に反対の立場で討論いたします。

一番問題とする点は、先ほども述べました放課後児童クラブの有料化の件ですが、私はもちろん、受益者の負担を否定するものではありません。しかし、県内トップレベルのサービスからいきなり月額2千円も徴収し、サービスが県内7位まで下がる必要はないと考えます。

大体この事業は、国の補助制度を利用して当市では始められています。だから、基本的には事業の基準額で運営でき、国から3分の2の補助があり、3分の1のみを市が負担するものです。ただ、武雄市は基準の280日以下の開設日数を242日になっているために、例えば、御船クラブにおいては、本来1カ所最高3,594千円の基準額が設定されるのに、当市は1,611千円と低い方が適用になっています。だから、まず有料化の前にいかに国の補助金を活用するかの努力がなされて、その上での有料化の料金設定がなされるべきです。

また、市長は有料化分を夜間保育に活用するとの一般質問での答弁でしたが、もともと放課後児童クラブは、低学年の子供が放課後、近隣で遊ぶ相手がいないときの帰るまでの施策であって、夜間保育は別の問題であり、これは休日保育とか、そういう別のレベルの施策であります。そこで、この有料化分を夜間保育に利用するというのは筋違いと思われます。

次に、歳入、市税の5項、入湯税についてです。今議会、「がばいばあちゃん」の効果で今後1万人の観光客が訪れるとの話でした。入湯税はある程度増加するものと思い込んでおりましたが、予算書をよく見ると、前年度予算より反対に3,000千円の減収となっております。

す。予算として、観光客が1万人増して税が減るとするのは、理論的に矛盾があると考えます。

次、支出面では商工費において、商工会への補助金が山内町6,242千円、北方町6,650千円を支払いますが、武雄商工会議所への補助金はありません。不公平な状態になっております。また、お祭りに関しても補助基準をつくって支援するとの議会答弁もあったのですが、基準は明確ではありません。要はこれに限らず、合併から1年間、速やかな統一が行われるためのすり合わせというものが十分に行われていないということが今度の予算にもあらわれてきていると思います。

また、看板撤去工事費用についてですが、どこの看板を撤去するかも決まっていないということです。また、土木事務所等では、放置看板などの違法看板の撤去を一元的に土木部で行っているようですが、まだ、今回の都市計画課での看板撤去というのは、各課の立てた157基の看板の撤去のみを行うということで、仕事が二重になるといいますか、建設委員会でありました統一的な事業運営になっていないということだと思います。

あくまでも看板を最初設置するときから都市計画課が絡むならばまだいいでしょうが、各課で立てた分の最後の撤去だけを都市計画課ですするというのは理論的に成り立っていないと思いますので、以上、4点のところで反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第193号議案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第193号議案は原案のとおり可決されました。

日程第29、第194号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第194号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計予算でございますが、審査の内容と結果を報告いたします。

内容といたしましては、医療費抑制のためのレセプト点検や健康指導の強化を図るとともに、脳ドックの件数をふやし、予防活動に重点を置き、また、国保被保険者を含め、全市民の健康増進のため、はり・きゅう施術事業は一般会計に組み込んだとの説明がございました。

以上のことで、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第194号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第194号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第194号議案は原案のとおり可決されました。

日程第30. 第195号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第195号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計予算について、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第195号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第195号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第195号議案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 第196号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年3月武雄市議会定例会において本委員会に付託されました第196号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この賛成多数という部分は、(8)ページの1款1項2目、川内地区管路工事6,000千円という部分でございますけど、これは一つの集落から離れたところに2軒ぐらいありまして、そこに管路を引くためにはこの部分の工事費が必要だということと、当初はポンプアップとかで計画されていたものが変更になったということでもあります。

〔発言取り消し〕

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。

休	憩	15時19分
再	開	15時21分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

16番樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

先ほどの第196号議案の審査報告について削除したい部分がありますので、訂正させていただきます。

私、委員会後のことを報告してしまいました。その部分は私の誤りでしたので、おわびして訂正いたしたいと思います。削除させていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

第196号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第196号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第196号議案は……

〔27番「議長、議事進行について。27番」〕

○27番（高木佐一郎君）

議事進行で議長の方に取り計らいをお願いしたいんですが、ただいま委員長報告の中では賛成多数で報告されましたが、今、採決の際には全員ということになっております。これについては、委員会採決と、それから本会議での態度が明確に違うわけでありますので、ここで議長の方でその分の調整計らいをお願いしたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	15時23分
再	開	15時31分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまの件につきましては、後ほど宮本議員と協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議事を進行いたします。

日程第32. 第197号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年3月武雄市議会定例会において、本委員会に付託された第197号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計予算、本事件については、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告です。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第197号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第197号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第197号議案は原案のとおり可決されました。

日程第33. 第198号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年3月武雄市議会定例会において、本委員会に付託された第198号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算、本事件については、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第198号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第198号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第198号議案は原案のとおり可決されました。

日程第34. 第199号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

定例会におきまして、本委員会に付託されました第199号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計予算につきまして、審査の内容を少し説明いたします。

委託料に関して市内業者への割合はという質問も出ました。そこで、執行部からは、映像や投票機器は専門業者をお願いしているが、極力市内業者への委託をしているということで、17年度は委託率が78.2%という実績がなされているという書類をいただきました。

以上、本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第199号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第199号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第199号議案は原案のとおり可決されました。

日程第35. 第200号議案 平成19年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

定例会におきまして、本委員会に付託されました第200号議案 平成19年度武雄市給湯事業特別会計予算でございますが、本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第200号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第200号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第200号議案は原案のとおり可決されました。

日程第36. 第201号議案 平成19年度武雄市交通災害共済特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第201号議案 平成19年度武雄市交通災害共済特別会計予算は、慎重審査の結果、委員全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第201号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第201号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第201号議案は原案のとおり可決されました。

日程第37. 第202号議案 平成19年度武雄市病院事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

○福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託されました第202号議案 平成19年度武雄市病院事業会計予算でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第202号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第202号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第202号議案は原案のとおり可決されました。

日程第38. 第203号議案 平成19年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本定例会において、本委員会に付託されました第203号議案 平成19年度武雄市水道事業会計予算、本事件については、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第203号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第203号議案 平成19年度武雄市水道事業会計予算について反対の立場から討論いたします。

要点のみ指摘をして討論にかえます。

相次ぐ公共料金の値上げ、国保税の値上げ、介護保険料の値上げ、住民税の値上げ、本当に相次いでおります。そういう中で、財源が明らかな水道料金、これは引き下げる公約を市長されて、最速20年と。財源が明らかなだけに、そしてまた、今日の暮らしが大変なときだけに、要はスピードの問題だと考えております。

このことを指摘して、その第1ですけれども、高料金対策の交付税措置が資本費の低下によって期間が延長され、交付税が平成23年までに975,000千円措置されること。

第2に、既に実質収支は赤字であっても、この交付税措置によって、高料金対策の措置によって利益剰余金14億円を超えるものがあること。高料金対策の交付税を目的どおりに使い、そういった意味ではスピードが問題だと考えております。基金の一部を取り崩してやれば、待つ必要はないんじゃないかということを指摘しておきます。

三つ目には、西部広域水道企業団のトン当たり単価が88円から、19年度は84円に引き下がると。受水費が安くなるわけであります。もう一つは、この議会でも明らかになりましたように、契約水量と実際使った水、この料金の格差を是正するために二部料金制の導入を平成19年度から始めるという方向が見えてきました。

以上三つのことを指摘しますと、私はスピードの問題だと考えております。そこで、市長が総合的な市民の暮らしを考えた上でスピードある決断をされることを要請して、討論とい

たします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

第203号議案に賛成の立場で討論させていただきます。

三つほどの要素を言われました。今基金を持っていることですね、もちろんそれも次の計画の中には織り込まれると思います。西部広域水道の水の値段が下がって、多久が既に下げておりますけれども、それについても、次の水道料金の改定の際には含まれると思います。

先ほど言われた19年から二部料金制になるというのは、ちょっと違う……

〔22番「審議が始まる」〕

ああ審議がですね。審議は始まっても値段は後になりますので、それについても、今回に反映するということはとりあえず難しいと思いますので、これはこれでいいということで賛成の討論とします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第203号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第203号議案は原案のとおり可決されました。

日程第39. 第204号議案 平成19年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成19年本定例会におきまして本委員会に付託されました第204号議案 平成19年度武雄市工業用水道事業会計予算、本事件については、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第204号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第204号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第204号議案は原案のとおり可決されました。

日程第40. 第205号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第205号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

庭木信昌武雄市教育委員会委員の任期が本年4月28日をもって満了いたします。

つきましては、その後任といたしまして、浦郷究氏を任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

なお、浦郷氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第205号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第205号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第205号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決をいたします。第205号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第205号議案、すなわち浦郷究氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第41. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の東島光江氏の任期が昨年12月末日をもって満了したことから、その後任といたしまして、諸石洋之助氏を人権擁護委員候補者として推薦したいと考えております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、諸石氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

諮問第3号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

諮問第3号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決をいたします。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号、すなわち諸石洋之助氏の人権擁護候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第42. 議提第5号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例、日程第43. 議提第6号 武雄市議会事務局設置条例の一部を改正する条例及び日程第44. 議提第7号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則の以上の3件を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

議提第5号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例、議提第6号 武雄市議会事務局設置条例の一部を改正する条例及び議提第7号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、一括して提案趣旨説明をさせていただきます。

まず、議提第5号の委員会条例につきましては、武雄市部設置条例の改正に伴う常任委員会の名称及び所管を変更するものであります。

主なものとして、総務文教常任委員会所管の教育委員会を削除し、市民病院を所管することとし、名称を総務委員会といたします。

次に、福祉生活常任委員会の所管をこども部、暮らし部に、また、所管の関連にかんがみ、教育委員会を入れまして、福祉文教委員会と名称を変更いたします。

産業経済常任委員会は、所管の経済部を営業部に名称変更いたします。建設常任委員会は、所管の建設部をまちづくり部に名称変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日は、この条例は平成19年4月1日から施行いたしますし、経過措置として、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の武雄市議会委員会条例第2条の規定による次表、次のページの左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長、または副委員長に選任されている者（以下「旧委員等」という。）は、それぞれこの条例による改正後の武雄市議会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長または副委員長に選任された者とみなし、その任期は旧委員等の残任期間とします。

3項めに、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の武雄市議会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれこの条例による改正後の武雄市議会委員会条例第2条の規定により、その事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

以上です。

次に、議提第6号ですけれども、武雄市議会事務局設置条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、第4条第2項の「庶務」を「事務」に変更するものでございます。

議提第7号につきましては、会議規則の変更でございますが、これも地方自治法改正に伴うものであり、改正前の規定においては、議案の提出は法第112条及び法第149条から議員の12分の1以上の賛成者によるものか、長によるものの提出しか認められていなかったものですが、これを議会の実質的な審査を行う委員会にも議案を提出する権限を認めたものであります。

なお、武雄市におきましては、議案提出の場合、全会一致が原則である旨、確認をいたしております。

以上、提案趣旨説明を行いましたけれども、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

議提第5号、議提第6号及び議提第7号に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議提第5号、議提第6号及び議提第7号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第5号、議提第6号及び議提第7号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論及び採決を行いますが、討論及び採決は議案ごとに行います。

まず最初に、議提第5号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決をいたします。

議提第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議提第5号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議提第6号について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決をいたします。

議提第6号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議提第6号 武雄市議会事務局設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議提第7号について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案も起立により採決をいたします。

議提第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議提第7号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

日程第45. 意第7号 日豪EPA交渉に関する意見書を議題といたします。

事務局長に朗読させます。緒方議会事務局長

○緒方議会事務局長

意第7号

日豪EPA交渉に関する意見書

我が国政府は、日豪両国政府の共同研究最終報告書を（「省略」と呼ぶ者あり）

〔朗読省略〕

○議長（杉原豊喜君）

朗読を省略いたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。7番古川議員

○7番（古川盛義君）〔登壇〕

それでは、日豪EPA交渉に関する意見書について内容の説明をいたします。

御承知のとおり、現在、日本とオーストラリアにおいて、経済連携協定、EPA交渉が行われております。これに農業分野の関税問題も含まれており、関税撤廃という事態になれば、日本の農業は壊滅的な被害を受け、存続さえ危惧される状況となります。このような状況を考え、現状維持を堅持していただくよう強く求め、意見書を提出し、採択していただきたいものであります。

議員皆さんの御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。意第7号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第7号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

意第7号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。

意第7号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意第7号 日豪EPA交渉に関する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま議決されました意第7号は、明記されております関係の方々に送付いたしたいと思えます。その送付文案は議長に御一任願えればと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第7号は送付文案を起草の上、明記されております方々に送付させていただきます。

日程第46. 選挙第8号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから広域連合議会議員1名を選挙するものでございます。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と同条第2項の規定による指名推選との二つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。この選挙につきましては、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法については、議会運営委員長に指名をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会運営委員長に指名をお願いしたいと思います。高木議会運営委員長

○議会運営委員長（高木佐一郎君）〔登壇〕

私において指名ということですので、指名をさせていただきます。

杉原豊喜議員を指名いたします。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。ただいま指名されました24番杉原を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、24番杉原が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ここで一言ごあいさつを申し上げます。

○24番（杉原豊喜君）〔登壇〕

ただいま佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に御推薦をいただきました杉原でございます。

本事業は平成20年4月1日から実施されるわけでございますけれども、今年度は準備段階ということで、いろんな会議等も数多く開催されるものと思っております。本当、いろんな難しい問題等も、議員各位のいろんな面での御指導を賜りながら、議会の中にも反映させてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（杉原豊喜君）

日程第47. 閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成19年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 16時6分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

// 副議長 牟 田 勝 浩

// 議 員 上 田 雄 一

// 議 員 山 口 裕 子

// 議 員 宮 本 栄 八

会 議 録 調 製 者 緒 方 正 義